

復興整備計画

（第2回変更）

新地町・福島県

平成24年12月12日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

新地町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ①命と暮らし最優先のまち……自然災害については、被害を最小化する「減災」の理念に基づき、命と暮らし最優先の災害に強い社会づくりを進める。
- ②人の絆を育むまち……かけがえのない郷土を大事にし、これまで培ってきた地域コミュニティなどを大切に、人との絆を育むまちづくりを進める。
- ③自然と共生する海のあるまち……豊かな自然と地域文化に恵まれ、農業、漁業を基幹産業として暮らしを向上させてきた経緯から、農地の復旧と漁港の復興を図り、海・里・山を活用し、自然の豊かさを感じられる「海のあるまち」の再興を進める。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

災害に強い地域づくりを進めるため、津波被害を受けた沿岸部の全壊集落を既存市街地周辺の標高10m以上の場所で再建、JR常磐線の移転に伴う新駅周辺に新たな拠点市街地を再生する。常磐線跡地に(主)相馬亘理線を高盛土で整備し、第2次防潮とするとともに、その沿岸部には防災公園、内陸側では農地の復旧を図る。

(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ①常磐線を内陸に移転し、その跡地に(主)相馬亘理線を高盛土で整備する。
- ②全壊した沿岸部の集落は、津波危険性が高いため、災害危険区域にして、集団移転を行なう。移転先は、コミュニティの維持と交通、福祉サービス等の生活利便性が得られる既存市街地に近く、概ね標高10m以上の場所とする。（A～G地区）
- ③JR常磐線と新駅の移設と連携した市街地整備を行ない、高上げ等を含めた安全な新たな町の拠点を形成する。
- ④甚大な被害を受けた沿岸部の農地は、農地として復旧することを基本としつつ、農業上の土地利用との調整を図りながら、減災のための防災緑地や水産業・観光施設用地等の復興のために必要な施設等の土地利用の用途を検討する。
- ⑤(主)相馬亘理線より西側の堆積土砂の少ない農地の復旧を進め、農業の大規模化・共同経営化等を図る。また、津波被害を受けていない地域では、既存の土地利用を基本としつつ、一部で集団移転事業の住宅地を確保する。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項	
(1)市街地開発事業	H地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～29年度
(2)土地改良事業			
(3)復興一体事業			
(4)集団移転促進事業	A地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(作田東地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度

	B地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(作田西地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	C地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(岡地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	D地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(雁小屋地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	E地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(大戸浜地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	F地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(富倉地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	G地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(雁小屋西地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
(5)住宅地区改良事業			
(6)都市施設の整備に関する事業	C地区 D地区 E地区 F地区 H地区 I地区 J地区 K地区 L地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	新地町特定環境保全公共下水道事業(新地処理区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～29年度
(7)津波防護施設の整備に関する事業			
(8)漁港漁場整備事業			
(9)保安施設事業			
(10)液状化対策事業			

(11)造成宅地滑動崩落対策事業			
(12)地籍調査事業			
(13)その他施設の整備に関する事業	A地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(作田東地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(作田西地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	C地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(岡地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	D地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(雁小屋地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	E地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(大戸浜地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
5 復興整備計画の期間 (法第46条第2項第5号関係)			
平成24年度から平成29年度まで			
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項 (法第46条第2項第6号関係)			

(注) 4 復興整備事業に係る事項の、(4)集団移転促進事業 A～E地区と、(13)その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅整備事業)のA～E地区の区域は重複する。

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）									
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考		
					拡大	縮小			
1	集団移転促進事業	A地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	-ha	1ha			
			地域森林計画区域	変更	-ha	1ha			
		B地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	-ha	3ha			
			地域森林計画区域	変更	-ha	3ha			
		D地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	-ha	3ha			
			地域森林計画区域	変更	-ha	3ha			
		E地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	-ha	2ha			
			地域森林計画区域	変更	-ha	2ha			
		2	市街地開発事業	H地区	都市計画(土地区画整理事業)	変更	18.3ha	-ha	
		3	都市施設の整備に関する事業	C地区 D地区 E地区 F地区 H地区 I地区 J地区 K地区 L地区	都市計画(下水道事業)	変更	17.0ha	-ha	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地

利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許 可	第29条第1 項・第2項 の開発許 可	第43条第1 項の建築 許可	第59条第1 項から第4 項までの都 市計画事 業の認可 等	第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許 可	第15条の2 の開発許 可	第10条の2 第1項の開 発許可	第34条第1 項・第2項 の許	第20条第3 項の許可・ 第33条第1 項の届出	法第39条 第1項の許 可	第37条第1 項の許可 等
1	集団移転促進事業	A地区	○	○									
2	集団移転促進事業	B地区	○	○									
3	集団移転促進事業	C地区	○ <u>○</u>	○									
4	集団移転促進事業	D地区	○	○									
5	集団移転促進事業	E地区	○	○									
6	集団移転促進事業	F地区	○	○									
7	集団移転促進事業	G地区	○	○									

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。